

人材紹介に関する契約書

●●株式会社（以下、甲という。）と株式会社 R4CAREER（以下、乙という。）とは、甲からの依頼に基づき、甲が乙に人材の紹介を依頼する契約（以下、本契約という。）を締結する。

第 1 条 （紹介内容）

- 乙は、甲が行う人材の採用（以下、求人という。）を支援するため、甲より明示された求人条件に該当すると思われる候補者を、甲に対し紹介（以下、本業務という。）する。
- 甲は乙より紹介された候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考の上、その採用の可否を決定する。但し、乙は本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質、能力及び応募書類等の情報の正確性等の保証は行わないものとする。

第 2 条 （選考採用）

- 甲は、乙により紹介された候補者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該候補者を労働者として採用する。この場合、乙は甲に採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとする。

第 3 条 （報酬の発生）

- 甲が乙より紹介された候補者の採用を決定した場合、候補者が甲への入社意思を表明した段階で、本業務に対する報酬が発生する。
- 候補者が、甲への入社意思を表明したにもかかわらず、甲において就業しなかった場合、報酬は当初より発生しなかったものとする。またこの場合、乙はこれに伴う一切の責任を負わない。

第 4 条 （報酬の算出）

- 報酬は甲と、乙が採用決定した候補者が合意した理論上の年間総収入（以下、年収という。）の 35%に相当する金額（消費税別）とする。
- 年収には、月次給与の 12 ヶ月分および理論上の通年賞与のほか、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し、通常支払われる諸手当を含む。ただし、通勤手当、時間外手当、休日手当、深夜労働手当等の割増賃金は含まないものとする。
- 報酬は、本条 1 項及び 2 項の定めに従い、甲により算出され確定されるものとし、甲乙とも、採用決定後に報酬を増減することはできないものとする。

第 5 条 （報酬の支払）

- 乙は、前条の定めるところにより算出された報酬を、決定者が就業開始日に入社したことを確認のうえ請求する。甲は、甲の支払規定に従い、指定の銀行口座へ振込送金により支払う。

第 6 条 （報酬の返還）

- 採用決定者が就業開始後、退職しまたは解雇された場合（以下、退社という。）、乙は甲の請求により、報酬の一部を、下記各号のとおり返還する。但しその名目上もしくは形式上の理由にかかわらず下記の場合は除く。
 - 甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合
 - 甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合
 - 採用決定者の死亡や病気に起因する場合
 - 入社日から 1 ヶ月以内の退社の場合、報酬の 80%に相当する金額
 - 入社日から 1 ヶ月を超え、3 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 50%に相当する金額

第 7 条 （労働条件の明示）

- 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その候補者が入社するにあたって労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。また、雇用契約については、甲および候補者との間で締結するものである。

第 8 条 （守秘義務）

- 甲および乙は、本業務の遂行に関して知りえた相手方の機密に関する情報、および乙が紹介した候補者（採用に至らなかった者も含む。）に関する個人情報、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・提供・漏洩することを禁止し、本契約有効期間中および終了後も、相互に守秘義務を負うものとする。ただし、管轄官公庁または法令に基づき開示・提供が要請されるものはこの限りではない。

第 9 条 （個人情報）

- 乙は甲が候補者を選考するにあたって必要と認められる限度において、候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は求人条件に何ら関連のない、候補者の病歴、併願状況などの個人情報については、当該候補者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

第 10 条 （業務提携先への開示・提供）

- 甲は、事前の開示・提供を希望しない旨を指定した場合を除き、乙が業務提携先に対し、より広範な求職者の中から候補者を甲に紹介する目的で、求人票に記載した求人条件、甲から提供された情報及び公開情報等を開示・提供することに、予め同意するものとする。

- 乙は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう責任をもって監督するものとする。

第 11 条 （留意事項）

- 候補者につき、乙の紹介日から 1 年を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。なお、甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介されていた場合には、乙の紹介後直ちに乙にその旨を通知し、乙に求められた場合、その事実を証明する書面（電子メールを含む）を提出するものとする。
- 甲は、乙の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期限を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から 1 年を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
- 甲が、業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。
- 甲は、報酬支払いを免れる目的をもって本条 2 項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者 1 名につき報酬相当額の 2 倍の違約金を乙に支払うものとする。

第 12 条 （本契約の有効期間）

- 本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに甲乙双方より何ら異議申立のない場合、本契約は同一内容でさらに 1 年間有効とし、以降についても同様とする。
- 本契約に基づき既に発生しまたは発生可能性を有する（第 6 条の場合をいう。）未履行の金銭債権債務についてはその完済まで消滅せず、本契約終了後もその限度でこれに関する本契約上の定めはなお有効とする。
- 本契約第 8 条、本条 2 項および第 15 条は、契約終了後もなお有効とする。

第 13 条 （本契約の解除）

- 甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約有効期間においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第 14 条 （法令遵守）

- 甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法規、労働基準法等の労働関係に関する法規、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法規、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法規を遵守する。

第 15 条 （反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、本契約書締結時現在、下記の各号に該当しないこと及び今後も該当しないことを表明し、保証する。
 - 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋その他反社会的な団体またはこれらと密接に関係を有する者（以下「反社会的勢力」と総称する。）であること、またはあったこと。
 - 役員、従業員または自らが知る限りの主要な出資者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - 親会社、子会社（会社法第 2 条第 4 号及び第 3 号の定義による）が前 2 号のいずれかに該当すること。
- 甲及び乙は、相手方が前項のいずれか一にでも違反したときは、催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
- 甲及び乙は、前項に基づいて本契約を解除した場合、これにより相手方が被った損害につき一切の義務及び責任を負わないものとする。

第 16 条 （裁判管轄）

- 本契約に関する甲乙間の一切の争訟については、名古屋地方裁判所を、第一審専属合意管轄裁判所とする。本契約成立の証として本契約書正本 2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、甲乙双方で 1 通ずつ保有する。

| | | |
|------------|-------------------------------------|--|
| 2022 年 月 日 | | |
| 甲 | 乙 | |
| | 名古屋市中区栄二丁目 9 番 26 号 ポーラ名古屋ビル 3 階 | |
| | 株式会社 R 4 CAREER 代表取締役 井口 邦夫 | |
| | 厚生労働大臣認可 23-ユ-300807 | |